

## 労働者派遣基本契約書（案）

- 1 契約の名称 与那原町国保加入子育て世帯応援事業に係る労働者派遣基本契約
- 2 契約期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 3 契約単価 派遣労働者1人1時間当たり 円  
(うち、消費税及び地方消費税額) 円
- 4 契約保証金 「与那原町契約規則（平成22年規則第8号）  
第33条により免除」又は「円 」
- 5 その他 本契約に基づく個別契約ごとの業務内容、就業場所、派遣期間、派遣人数、就業日、始業終業時刻、休憩時間、時間外勤務の有無その他必要事項は、個別労働者派遣契約書（兼派遣先管理台帳）において定める。

上記の労働者派遣について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者住所 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地

氏名 与那原町長 照屋 勉 印

受注者住所

氏名 印

## (総則)

- 第1条** 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書、個別労働者派遣契約書（兼派遣先管理台帳）その他関係書類（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約期間内に、仕様書等に定めるところにより、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は、その対価として派遣料金を支払うものとする。
  - 3 甲は、派遣労働者に対し、仕様書等及び個別契約に定める業務の範囲内で指揮命令を行うものとし、乙は、適法な派遣就業が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
  - 4 乙は、この契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、派遣元としての雇用管理その他この契約の履行に必要な一切の措置をその責任において行うものとする。
  - 5 乙及び派遣労働者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
  - 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

## (関係法令等の遵守)

- 第2条** 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、個人情報保護に関する法律その他関係法令並びに与那原町の関係例規を遵守しなければならない。
- 2 本契約は、本契約の有効期間中に締結される全ての個別契約に適用する。

## (書面主義)

- 第3条** この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、協議及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は前項の行為を口頭で行うことができる。この場合において、事後速やかに書面化するものとする。

## (個別契約)

- 第4条** 甲及び乙は、乙が甲に派遣労働者を派遣する都度、労働者派遣法第26条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した個別労働者派遣契約書（兼派遣先管理台帳）を作成し、個別契約を締結するものとする。
- 2 個別契約においては、次に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。
    - (1) 業務内容
    - (2) 就業場所
    - (3) 組織単位
    - (4) 派遣期間
    - (5) 派遣人数
    - (6) 就業日
    - (7) 始業終業時刻及び休憩時間
    - (8) 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の有無又は条件

- (9) 指揮命令者
- (10) 派遣先責任者及び派遣元責任者
- (11) 苦情処理に関する事項
- (12) 派遣可能期間及び抵触日に関する事項
- (13) 安全衛生に関する事項
- (14) その他法令上必要な事項

3 本契約と個別契約の内容が抵触するときは、個別契約、本契約、仕様書等の順に優先して適用する。ただし、法令に反する定めはその効力を有しない。

#### (契約単価)

**第5条** 頭書記載の契約単価は、派遣労働者1人1時間当たりの単価とする。

2 前項の契約単価には、派遣労働者の賃金、通勤に要する費用、労働保険料、社会保険料、有給休暇に要する費用、教育訓練費、健康診断費、管理費、一般管理費その他この契約及び個別契約の履行に必要な一切の費用を含むものとする。

3 時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務に係る単価又は割増の計算方法は、個別契約で定めるものとする。

#### (契約の保証)

**第6条** 乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として頭書に記載する額を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

3 第1項の契約保証金は、第26条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

#### ※契約保証金を納付させない場合※

**第6条** 契約保証金は、免除する。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第7条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (再派遣等の禁止)

**第8条** 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせ、又は再委託してはならない。

#### (派遣事業の許可)

**第9条** 乙は、この契約締結時に、労働者派遣法に基づく有効な労働者派遣事業の許可を受けていることを証する書類を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の許可の有効期間が契約期間中に満了するときは、更新後速やかにその事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

3 乙は、労働者派遣事業の許可の取消し、停止その他本契約の履行に重大な影響を及ぼす処分を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止)

**第10条** 甲は、紹介予定派遣その他法令で認められる場合を除き、派遣労働者を特定す

ることを目的として、事前面接、履歴書等の提出要求、選別、指名その他これらに類する行為をしてはならない。

2 乙は、前項の行為に協力してはならない。

#### (派遣可能期間及び離職後1年以内の者の受入れ禁止)

**第11条** 甲及び乙は、労働者派遣法に定める事業所単位及び組織単位の期間制限を遵守しなければならない。

2 甲は、個別契約の締結に当たり、法令上必要な場合には、派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日その他必要事項を乙に通知するものとする。

3 甲及び乙は、労働者派遣法に定めるところにより、甲を離職した者について、離職の日から1年を経過するまでの間、当該者に係る労働者派遣の受入れ又は派遣を行ってはならない。ただし、法令により認められる場合を除く。

#### (指揮命令者等)

**第12条** 甲は、その職員の中から、派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）及び派遣先責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を乙に通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

2 乙は、派遣元責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 指揮命令者は、個別契約に定める業務の範囲内で派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させてはならない。

#### (適正な就業の確保等)

**第13条** 甲及び乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、派遣業務の遂行に支障を生じ、又は公務の信用を害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、派遣先として、労働時間管理、安全衛生の確保、就業環境の整備、ハラスメントの防止その他関係法令上講ずべき措置を適切に実施するものとする。

3 乙は、派遣元として、雇用管理、教育訓練、社会保険及び労働保険の加入手続その他関係法令上講ずべき措置を適切に実施するものとする。

4 甲は、派遣労働者に対し、甲の業務に支障のない範囲で、必要な施設、設備、福利厚生施設等の利用機会を与えるよう努めるものとする。

#### (苦情処理)

**第14条** 甲又は乙が派遣労働者から就業に関する苦情の申出を受けたときは、速やかに相手方に通知し、密接に連携して、適切かつ迅速に処理するものとする。

2 前項の苦情には、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他就業環境に関する苦情を含むものとする。

3 甲及び乙は、派遣労働者が苦情を申し出たことを理由として、当該派遣労働者に不利益な取扱いをしてはならない。

#### (派遣労働者の交代等)

**第15条** 甲は、派遣労働者が指揮命令者の適法な指揮命令に従わない場合、職場規律又は秩序に反し是正が見込まれない場合、業務遂行能力が著しく不足すると認められる場合その他個別契約の目的に著しく反すると認められる場合は、乙に対し、理由を明示して、当該派遣労働者の交代その他必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

- 3 甲は、国籍、信条、性別、社会的身分その他法令上禁止される事由を理由として、派遣労働者の交代を求めてはならない。

#### (代替派遣労働者の派遣)

**第 16 条** 乙は、派遣労働者が病気、事故、休暇その他の事由により就業できないことが明らかになったときは、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、代替の派遣労働者の派遣その他必要な措置を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに甲と協議の上、代替要員の確保その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 代替の派遣労働者を派遣する場合の就業条件その他必要な事項は、この契約及び個別契約の定めるところによる。

#### (派遣実績報告)

**第 17 条** 乙は、毎月の派遣業務が終了したときは、翌月 10 日までに、派遣実績報告書その他甲が指定する書類を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の書類には、派遣労働者ごとの勤務実績、時間外勤務実績その他甲が必要と認める事項を記載し、又は添付しなければならない。

#### (検査又は確認)

**第 18 条** 甲は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、与那原町の関係例規の定めるところにより、必要な検査又は確認を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査又は確認に協力しなければならない。
- 3 甲は、検査又は確認の結果、是正又は補正が必要と認めるときは、乙に対し、相当の期間を定めてその是正又は補正を求めることができる。

#### (派遣料金の支払い)

**第 19 条** 派遣料金は月払とし、その計算期間は毎月 1 日から末日までの 1 か月とする。

- 2 派遣料金は、第 5 条に定める契約単価に、当該月の検査又は確認を了した実労働時間数を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 実労働時間数の集計方法、端数処理の方法並びに時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の計算方法は、個別契約で定めるものとする。
- 4 乙は、第 18 条の検査又は確認に合格した後、適法な請求書を甲に提出するものとする。
- 5 甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に、乙に派遣料金を支払うものとする。
- 6 甲の責めに帰すべき事由により前項の期間内に支払をしなかったときは、乙は、法令の定めるところにより遅延利息を請求することができる。

#### (事情変更による契約単価の見直し)

**第 20 条** この契約締結後、法令改正、最低賃金の改定、社会経済情勢の著しい変化、物価又は労務単価の著しい変動その他やむを得ない事情により契約単価が著しく不相当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約単価を見直すことができる。

#### (個人情報保護)

**第 21 条** 乙は、この契約の履行に当たり、個人情報を適正に取り扱い、漏えい、滅失又は毀損の防止その他必要な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 3 乙は、派遣労働者及び乙の従業員に対し、在職中及び退職後においても個人情報保護義務を遵守させなければならない。

#### (情報セキュリティ)

**第 22 条** 乙及び派遣労働者は、この契約の履行に当たり、与那原町情報セキュリティポリシーその他甲の定める情報セキュリティに関する規程を遵守しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティ事故又はそのおそれを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 乙は、前 2 項の義務を派遣労働者及び乙の従業員に遵守させなければならない。

#### (秘密保持)

**第 23 条** 乙及び派遣労働者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約終了後もなおその効力を有する。

#### (知的財産権等)

**第 24 条** 派遣労働者が派遣業務の遂行に関連して新たに作成し、又は創作した成果物、著作物、記録、資料その他の成果に係る権利は、法令に別段の定めがある場合を除き、甲に帰属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙又は派遣労働者が契約締結前から保有する知的財産権、ノウハウ、技術、資料等については、乙又は当該派遣労働者に留保されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、この契約の履行に必要な範囲でこれを利用する権利を許諾するものとする。

#### (実地調査等)

**第 25 条** 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、派遣業務の履行状況、勤怠管理、派遣料金の算定根拠、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 乙は、前項の求めがあったときは、これに協力しなければならない。

#### (損害賠償)

**第 26 条** 乙又は派遣労働者がこの契約又は個別契約に違反し、又はその責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 個人情報の漏えい、秘密保持義務違反又は情報セキュリティ事故により生じた損害についても、前項を適用する。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、前 2 項は適用しない。

#### (発注者の催告による解除)

**第 27 条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務不履行が軽微であるときは、この限りでない。

- (1) この契約、個別契約又は仕様書等に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく、派遣業務を開始せず、又は継続しないとき。

(3) 第17条の報告書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の目的を達成することが困難と認められるとき。

#### (発注者の催告によらない解除)

**第28条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 労働者派遣事業の許可の取消し、停止その他本契約の履行に重大な支障が生じたとき。

(2) 個人情報保護、秘密保持又は情報セキュリティに関する義務に重大な違反があったとき。

(3) 不正又は不誠実な行為により、公務の信用を害したと認められるとき。

(4) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) その他この契約の目的を達成することができないと認められる重大な事由があるとき。

#### (暴力団等の排除による解除)

**第29条** 甲は、乙が与那原町の暴力団排除に関する関係例規又は標準条項に違反したときは、この契約又は個別契約を解除することができる。

2 暴力団等の排除に関し必要な事項は、与那原町の関係例規及び標準条項の定めるところによる。

#### (解除に伴う措置)

**第30条** この契約又は個別契約が終了し、又は解除された場合において、乙は、甲又は甲が指定する者が業務を継続するために必要な引継ぎその他の措置を講じなければならない。

2 前項の具体的内容は、甲乙協議の上定めるものとする。

#### (違約金等)

**第31条** この契約の解除に伴う違約金、損害金その他必要な事項は、与那原町契約規則その他関係例規の定めるところによる。

2 この契約が単価契約であることにより違約金算定の基礎が必要となる場合は、予定数量に契約単価を乗じて得た額その他甲が定める方法による。

#### (管轄裁判所)

**第32条** この契約に関する訴えの管轄は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (協議)

**第33条** この契約書に定めのない事項については、与那原町契約規則、与那原町財務規則その他関係例規の定めるところによるものとし、なお疑義が生じたときは、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。